

件名	理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令(平成20年2月29日公布、平成20年4月1日施行)

【改正の概要】

指定養成施設に係る手続の届出の提出先が、知事から厚生労働大臣に変更されたことに伴う改正
・次の経由事務について保健所を設置する市(松山市)が処理することを規定した条文の削除

- 〔 ・理容師法施行条例第6条 〕
- 〔 ・美容師法施行条例第6条 〕

- (1) 指定養成施設の変更等の届出の受付及び知事への送付
(施設の名称及び所在地、生徒の定員等の変更)
- (2) 指定養成施設の収支決算等の届出の受付及び知事への送付
(前年度の収支決算及び当該年度の収支予算)
- (3) 指定養成施設の入所者及び卒業者の数の届出の受付及び知事への送付
(前年度の入所者及び卒業者の数)

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

指定養成施設の指定の申請の手続に係る事務については、従来から厚生労働大臣の事務とされていた。

県内の理容師養成施設及び美容師養成施設

養成施設の区分	学 校 名	設 置 者	所 在 地
美容師	愛媛県美容専門学校	学校法人 愛媛県美容学園	松山市
理容師・美容師	東予理容美容専門学校	社団法人 東予理容美容専門学校	新居浜市
美容師	宇和島美容学校	社団法人 宇和島美容学校	宇和島市
理容師	愛媛県立松山聾学校 (高等部理容科)	愛媛県	松山市
理容師	春日理容学園	松山刑務所長	東温市
理容師・美容師	国際トータルビューティーカレッジ	学校法人 河原学園	松山市